

〔資料〕 1947、49年北朝鮮農業の内部資料

木村，光彦
青山学院大学：名誉教授

鄭，在貞
ソウル市立大学校：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4797816>

出版情報：韓国研究センター年報. 22, pp.155-165, 2022-03-25. 九州大学韓国研究センター
バージョン：
権利関係：



〔資料〕 1947、49年北朝鮮農業の内部資料

木村光彦*・鄭 在貞**

〈解説〉

今回紹介する資料は、いわゆる北朝鮮鹵獲（捕獲）文書中の二点である。同文書はもともと、朝鮮戦争中に米軍が北朝鮮に進攻したさい奪取したもので、現在は米国国立公文書館に保管されている。全体は百万ページにも及ぶといわれるほど大量で、1945-51年の北朝鮮内部を知る貴重な資料として知られる。その一部は日本、韓国で復刻され、またこれに依拠した研究も相当数存在する¹⁾。

北朝鮮では1946年3月に土地改革が実施された。この改革は第1に、従来の地主・小作制度を廃棄し、自作農制度（耕者其有田）を創出すること、第2に、収穫量にたいし一律25%の現物税を課し、これによって農民の負担を軽減することを目的とした。しかしこれは、名目にすぎなかった。まず前者については、戦後日本や韓国のような資本主義的な農地改革とは大きく異なった。すなわち農民は、植付作物の選択、作物販売、農地転売をきびしく制限され、実質的な土地所有権を与えられなかった。それは、将来の社会主義的集団農場制への第1歩にほかならなかった²⁾。

後者については、収穫量を過大に査定することにより、実質的な負担が重くなった。収穫量を実際の2倍に評価すれば、実負担率は50%になる。北朝鮮政府は、25%の現物税率は旧来の一般的な小作料率50%に比べ大幅な負担減であると喧伝したが、実態

はそうではなかったのである³⁾。

収穫量は、単位面積当りの実収量を計り、それに播種（作付）面積を乗じて算出する。そのさい、日当たりや水分などの点で平均より有利な条件下にある地点で実収量を計れば、全体の収穫量は過大に評価されることになる。また播種面積を大きく見積もっても同じことである。とくに朝鮮では間作（畝ごとに交互に異なる作物を播種する）、混作（複数の異なる作物を播種する）が多かったから、その播種面積をどう査定するかが問題となる。

ここで第1に示す資料は黄海道安州郡（北朝鮮の南西部）人民委員会の指示書（1947年）である。そこには他所では得られない重要な情報が含まれている。それは、播種面積には畔（あぜ）の面積も包含すること、玉蜀黍（トウモロコシ）と他の作物の間作の場合、両者の播種面積をそれぞれ畑の全面積とすることの2点である。この算出方法では収穫量は過大に評価される。他方、混作の場合は各作物の播種量にしたがって面積を算出し、合計が全播種面積と一致することとされているので、この点では、過

1) 主要な復刻版は以下のものである。韓国国史編纂委員会編『北韓関係史料集』第I-XIX巻、同会、果川、1982-94年、翰林大学校アジア文化研究所編『北韓經濟関係文書集 1946-1950』同校出版部、春川、1996年、萩原遼編『北朝鮮の極秘文書 1945年8月-1951年6月』全3巻、夏の書房、東京、1996年、鄭在貞・木村光彦編『1945-50年北朝鮮經濟資料集成』全17巻、東亜經濟研究所、ソウル、2001年。研究成果には、朝鮮戦争の開戦計画を明らかにした萩原遼『朝鮮戦争——金日成とマッカーサーの陰謀』文藝春秋社、1997年などがある。

2) 木村光彦『北朝鮮の經濟——起源、形成、崩壊』創文社、1999年、31-32頁。

3) 同、45-49頁。

* 青山学院大学名誉教授

** ソウル市立大学校名誉教授

大評価にはならない。

この指示書の原文は脚注1、鄭・木村編の第1巻、375-88頁に収録されている。手書き、ハングル混じりの縦書き漢字文で、明らかに日本統治期に中高等教育を受けた官吏が書いたものである。この時期にはまだそのような官吏が各地方に存在して、末端行政を担っていた（彼らはのちに、親日派として粛清されるか、南に逃れた）。

第2は江原道人民委員会の春期播種準備に関する決定書（1949年）である（原文は、手書き（おそらくガリ版刷り）、ハングル混じり横書き漢字文、脚注1、鄭・木村編第6巻、1-30頁、所収）。同決定書は、春の播種にかんする指示を多数含んでいる。これをみると当時、国家の上部から、農事法が詳細にわたって各農民に伝えられていたことがわかる。すなわち、農民の耕作の自由は大幅に制限され、農

民の国家への従属が顕著となっていた。播種面積にかんしては、安州郡の指示書と同様、畦や畝の面積をフルに包含すると規定されていた。収量の算定は、厳密に坪刈り法を実施することとされた。坪刈り法は日本統治後期、1930-40年代に導入されたものである。この資料は、1949年時点でこの方法が依然、適用されていたことを示す。

この指示書から読み取れる他の重要なポイントは、現物税の非効率性である。貨幣でなく、現物で徴税するためには、各作物の収穫量を農戸ごとにすべて測定しなければならない。これには多くの労力と時間を要する。さらに、ここには記されていないが、徴収する現物税を行政機関まで運搬すること、倉庫に適切に保管することも大きな課題となる。こうした問題を基本的に解決するために、朝鮮戦争後に急展開した農業集団化は非常に有効な手段となった⁴⁾。

〈資料1〉⁵⁾

一九四七年五月二三日

農産物播種面積実態調査要綱

安州郡人民委員会

一、調査前準備

- (1) 郡人民委員会農林課では五月二十三日までに各面に派遣する講師□□講習をすること。
- (2) 面人民委員会は調査上必要な左記事項を五月二十三日までに準備すること。
 - (ア) 本調査の正確を期すならば、調査員の思想と技術如何に帰因するので、面人民委員会は面単位に各政党社会団体を始めとして面内全般を通して毎個里に派遣する有能な調査員を選抜して、献身的に調査すること。
 - (イ) 地積略図と野帳を整備すること。
- (3) 各面人民委員会は毎個里に派遣する調査員に、五月二十四日に郡から派遣される講師の講習を受けさせること。
- (4) 調査上、□□される念慮があるので、現地地押調査をする前に毎個調査員が自己が担当する里を登録耕地調査簿に依拠□地番順に地目地積を実態調査小票に記入すること。

二、調査期間

自五月二十五日

4) 同、117頁。

5) 以下で、判読不明の文字を□で示す。原文には句読点がない。

至六月三日 十日間

三、調査方法

- 〔1〕 調査は対地的に行うこと。
- 〔2〕 一個里を単位として小票に依拠して地積略図と対照しながら、地番順に調査することを原則とし、地形にしたがって筆地順に調査すること。
- 〔3〕 地押調査を終えた筆地については地籍〔積〕略図に表示し、未調査筆地との区別を明確にすること。
- 〔4〕 地籍略図に表れない未登録地と一九四七年の新規開墾地は目測もしくは歩測により、もっとも正確に面積を算出すること。
- 〔5〕 本調査は筆地ごとに個人単位に小票を作成すること。

四、小票の記載方法

- 〔1〕 耕作者住所姓名欄には必ず一九四七年度耕作者を記入すること。
- 〔2〕 地目欄には土地台帳上の地目を記入することを原則とし、地目転換があるときには転換された地目〔を〕地目台帳上〔の〕地目左側に記入し○印を付すこと。
- 〔3〕 地味欄には、土質に依って上中下三等級に区別して該当等級に○印を付すこと。
- 〔4〕 耕地現況欄の現耕地面積は実地耕作面積を記載するものとし、荒廃地欄には荒廃した面積を記載し、現耕地面積と荒廃地との計が地積面積と符合するようにし、□一な筆地内で二戸以上が耕作する場合には現耕地面積欄にその筆地の全耕作面積を記載してその下部に該当耕作者の実地耕作面積を記載し、必ず（ ）を付し、現耕地面積〔の〕右測〔側〕に耕作者の順番をつけること。

例一、

一〇番畑の現耕地面積が一、〇〇〇坪でその中で甲が七〇〇坪を耕作し、乙が三〇〇坪を耕作していると仮定すれば、左のように記載する。

甲の場合 2の1 1,000坪(700) 乙の場合 2の2 1,000坪(300)

小票二枚を作成し、二枚全部を通して地番、地目、地積を記載すること。

- 〔5〕 作物別作付欄には実地に播種する面積を記載し、区分欄には単作(単)、主作(主)、間作(間)、後作(後)を明確に記載すること(ただし、単作および主作物計が現耕地面積と符合するが、間作、後作面積を総合すれば現耕地面積より間作、後作する分だけより多くなる)。
- 〔6〕 ひとつの筆地に同じ作物の区分が二種以上である場合には、作物別欄に分けて記載すること。

例二

一番畑の現耕地面積が一、〇〇〇坪で、その中で玉蜀黍単作五〇〇坪、玉蜀黍と大豆の間作が五〇〇坪である場合には、次のように記載すること。

小票に玉蜀黍と印刷した欄に五〇〇坪、区分欄に㊦と記入し、作物別欄の下部余白欄に玉蜀黍五〇〇坪、区分欄に㊧と表示し、大豆欄に五〇〇坪、区分欄に間と記入する。

- 〔7〕 畑について地押調査時にいたるまでに播種しない場合には、播種予定作物を調査して記入し、面積には（ ）を付すこと。

例三 大豆(300坪)

- 〔8〕 田については既に播種した乾田は該当欄に記載し、乾田播種予定地についてはその面積を調査記載して必ず面積に（ ）を付すこと。そのほか田については現耕地面積欄にのみ記載すること。
- 〔9〕 蔬菜は種類別に調査記載し、播種畑は面積右側に㊨と表示し、特にネギ(葱)はネギと頭葱を区別し、蔬菜専門業者は□□□□□□

註 蔬菜専門業者とは、販売を目的に栽培する業者として総耕作面積の七〇%以上、蔬菜を栽培する者を

いう。

五、面積算出方法

- (1) 畦畔面積を包含する。
- (2) 間作物の面積については、主作物は播種全面積とし、間作物は主作物が玉蜀黍の場合には主作物面積と同一とし、主作物が粟、蜀黍の時には間作物の播種量によって算出すること。

例四

- (1) 主作物〔が〕玉蜀黍一、〇〇〇坪である時には、間作物〔の〕大豆面積〔は〕一、〇〇〇坪とする。
- (2) 主作物〔が〕粟一、〇〇〇坪である時には、間作物〔の〕大豆の播種が五升の時、大豆面積は三〇〇坪である（大豆、反当播種五升）。
- (3) 混作物の面積算出は各各播種量によって総播種面積と一致すること。

六、未登録地調査

□までの調査経験をみると未登録地にかんする調査を等閑視する傾向があるので、本調査を厳重にし、記載方法は左によること。

- (1) 地番がない場合にはその近方にある地番を記載し、地番末の字に東西南北を表示すること。
- (2) 地目には現耕作地目を記載すること。
- (3) 地積は目測または歩測によって正確に算出すること。
- (4) 地番右側に未登録地の表示（㊟）を付すこと。
- (5) 今年□新規開墾地については、その事由を通□したところに表示すること。

七、小票の集計と報告

- (1) 調査員は毎日、調査した順番に小票によって集計し、正確な日計表を提出すること。
 - (2) 調査を終えた調査員は日計表に依拠して総計表を別紙様式によって集計した後、小票と同様、面人民委員会に提出すること。
 - (3) 面委員会は調査員が提出した集計表を総合し、六月五日以内に郡人民委員会に報告すると同時に、小票は一枚も紛失なきよう慎重に保管すること。
- (但し、小票は地番順に編綴して保管すること)。

別表様式 1 号 耕地面積表 (対地的)

里名	登録地									未登録地								
	現耕地面積			荒廃地			計			継続的耕地			今年開墾地			計		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
合計																		
現耕地面積			荒廃地			計												
田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計										

備考 入耕作分は該当里欄に朱書で表示すること（但し、内書）。

様式 1 号付表 入耕作調書 (対地的)

様式 1 号と同一であるが、里名欄は道郡面名とすること。

様式 2 号 作物別作付面積 (対地的)

里名	作物 区分	乾田	陸稲	粟	□	□	何	何	
	単作								
	主作								
	間作								
	混作								
	後作								
	計								
	単作								
	主作								
	間作								
	混作								
	後作								
	計								

備考 入耕作分は該当里、該当里、該当区分、該当作物欄に朱書で表示すること（但し、内書）。

様式 2 号付表 入耕作調書 (対人的)

様式 1 号と同一であるが、里名欄は道郡面名とすること。

〈資料2〉

江原道人民委員会常務委員会決定書第17号

1949年度春期播種準備に関する決定書

1949年2月22日

江原道人民委員会第四次常務委員会は2個年人民経済計画を実行するさい、特に重要なこととして提起される1949年春期播種事業を適時に勝利的に完遂して、より高い増産を期すためにつぎのように決定する。

1. 農産計画樹立に関して

- (1) 各級人民委員会は機械的割当方式を退治して、各地方の気候風土を参酌し適地適作の原則により、対地的計画を2月末までに各里人民委員会に示達すると同時に、各里では農民大会を召集し、各政党、社会団体の積極的な協力のもと、2個年人民経済計画の重要性を広範に宣伝解決し、農民たちの自願的意思を重視し、国家の要請に合致する方向に生産目標を正確に周知させ、自己の営農計画を樹立実践すべく、農林処長と各市郡人民委員会委員長に責任を課す。
- (2) 農産計画樹立の正確性を保障するために耕地調査事業で調査する耕地面積に基づいて、2月末までに各里に耕作台帳と対地的土地台帳を正確に□□することを各市郡人民委員会委員長に責任を課す。

2. 優良種子準備に関して

- (1) 農民たちに対して相互に優良種子を交換させ、3月末までに各種作物の所要種子全量を多収穫系統の優良種子により確保し、不足する農民に対しては積極的に地方で有無相通して確保するように組織指導し、特に馬鈴薯の食用を節約し、山地帯優良種子を交流播種することと、採種圃生産優良種子を2月末までに計画通りに交換することを各市郡人民委員会委員長に責任を課す。
- (2) 1948年度の水稲稲熱病発生地帯の稲種子を優良種子に3月末までに革新するように税穀との交換対策を講究実施し、棉花種子159トンを4月15日までに正確に搬入配給し、播種に支障なきようにすることを農林処長と糧政部長に責任を課す。
- (3) 種子の質如何に拘らず、一般糧穀の余りの粗穀をそのまま播種する傾向を退治するために播種用種子は必ず発芽率が90%以上にする事で、病虫害の被害と夾雑物がなく健全なものを水選あるいは風選方法により厳密に選択し、種子消毒は部落で共同実施するようにし、特に稲種子は消毒前に必ず塩水選を実行するようにし、各市郡人民委員会委員長に種子消毒、選種方法に対する技術的指導を緻密になすように道内農業技術者を組織動員することを農林処長に、塩水選塩と消毒用薬剤を3月末までに搬入配給することを農林処長と収買部長に責任を課す。
- (4) 種子更新計画による水稲、大麦、小麦、棉花採種圃は作物別、品種別にもっとも採種に適合した地帯を選定し、系統的に設置して、異品種の自然交雑と混入を防止し、その管理運営を集約的に実施することで雑種と品種退化を防止し、各農戸はもっとも適当な地に自家採種圃を設置し、特別な肥培管理に積極努力することで優良品種を生産確保することを各市郡人民委員会委員長に責任を課す。

3. 早期春耕と労力組織に関して

- (1) 畜力利用において牛耕班は無畜農戸ももれなく組織し、班員たちが飼料を供給して畜力に対する報酬を地帯別実情によって適当に実施することで、畜力利用において有畜農家の役割をさらに高め、早期春耕を4月10日から4月15日まで実行するよう牛耕班を組織指導し、牛耕班を中心にプマシ〔結(ゆい)、手間替え〕班を組織し、相互間の畜力、労力、農機具等の不足を緊密な連絡のもとで解決

するようにし、無原則な動員を絶対に禁止し、自己の問題を自己が解決する方向で、農民たちの勤労精神をさらに高揚させ、個人經理原則に違反することが絶対にないようにする。

- (2) 労力が不足する農家、特に人民軍隊または保安隊出身家庭に対しては、牛耕、プマシ班および里の余剰労力によって援助し、相扶相助の美風を助成し播種適期を逃すことのないように組織指導する。
- (3) 耕作を質的に保障するために未開墾地を残したり浅耕する傾向を退治し、必ず全耕、深耕をすると同時に、早期春耕を積極実施する。

以上、早期春耕と労力組織事業の実行に対して積極保障することを農林処長と各市郡人民委員会委員長に責任を課す。

4. 耕地拡張と地質改良に関して

- (1) 休閒地皆無運動を農民たちの愛国的熱誠に呼び掛けて積極展開し、道内4,965町歩の休閒地の実態を正確に調査把握し、3月15日までに里別牛耕班を各農戸別に具体的に復旧計画を樹立し、桑木、ヒマシ、油脂作物等、適作物を積極栽培し、耕地面積を拡張確保する。
- (2) 排水がよくできない湿田地帯では、解氷と同時に排水溝を築く作業を広範に組織指導し、冷害田と過腐殖質田に対しては客土を実施する等、地質改良事業を積極展開する。
- (3) 国家計画によって灌漑工事22か所を移秧前、6月20日までに完了し、今年度移秧に支障なきよう労力動員を組織的に実施し、民間灌漑工事に対する資材斡旋と技術的幫助を積極実施することと合わせて既設工事の水路補修を適時に実施する。

以上、耕地拡張と地質改良事業を積極保障することを農林処長と各市郡人民委員会委員長に責任を課す。

5. 自給肥料と化学肥料に関して

- (1) 地力を向上させる目的で、厩肥増産とともに青草採取事業を強力に組織指導すると同時に、補充的に破壁土、焼土、鉍物質土等を広汎に利用し、春期自給肥料の生産利用を高め、自給肥料の有効成分の損失を防止するために、堆肥舎の灰□液肥桶を3月末までに各農戸に設置するように徹底して指導し、3月20日までに自給肥料を耕地に運搬完了し、肥料成分が発散しないように土に必ず混ぜるとともに、特に田作地帯の自給肥料施肥量を町当り10トン以上確保する。

化学肥料の第1・4分期割当量13,411トン、1948年度第4・4分期未輸送量761トンと第2・4分期中、4月分輸送計画量を4月末までに搬入することを収買部長に、配定駅に到着した肥料は到着日から10日以内に農民を通じて持って行くように管内の牛馬車、自動車を動員して迅速、正確に各面の収買倉庫までの運搬事業を組織・実施すると同時に、交易事業を強力に展開することを収買部長と各市郡人民委員会委員長に責任を課し、農林処長はこれを積極幫助する。

6. 農機具に関して

- (1) 各農戸別に農機具の不足量を正確に調査・把握し、小農機具に対しては地方消費組合の商店の滞貨農機具中、その実情によって購入・備置し、地方にある農機具製作所と農民間の契約締結によりこれを確保するよう組織指導すると同時に、破損した農機具を3月20日までに一斉に修理・確保することを各市郡人民委員会委員長に、地方的に製作不可能な所要農機具を正確に把握し適時に農民に供給斡旋することを農林処長に、地方消費組合の商店に滞貨している農機具に対しては検閲事業を実施して3月末以内に処分することを道消費組合委員長に委任する。

7. 耕種法改良に関して

- (1) 苗板設置においては冷床、温床苗板を積極奨励し、その他一般苗板を必ず短冊形場〔状?〕床、改良苗板を集团的に設置し、その管理を技術的に指導することで健苗育成を図り、水利不完全田に対しては二段あるいは予備苗板を設置し、苗不足のために移秧に支障がないようにする。

- (2) 水稻移秧においては、多量の増収をみることのできる畦立栽培（畝田栽培）を積極奨励し、特にこれを苗板□□においては全般的に実施し、小株密植によって1坪当り100株以上の移秧を保障するように□□を4月末までに一斉にブマシ班単位で改修するべく、指導検閲を徹底的に実施する。
 - (3) 播種を質的に向上させ土地の利用率を高めるために畑作物の畦巾を60～80糎（2尺～2尺5寸）内外に短縮させ、条播する作物においては株間の距離を適当にすると同時に、適切な間混作を広汎に実施することで耕地の利用率を最高度に高め、相互に異なる作物を混合播種（タッチギ）することは絶対にないようにする。
 - (4) 秋播麦類の肥培管理においては、3月25日までに1回以上、踏む作業と人糞尿の追肥を必ず実施し、麦類の生育を助長し、増産を保障し、春播大麦計画面積の確保に特別に歓〔関〕心を高める。
- 以上、耕種法の改良に対する事業実行を積極保障することを農林処長と各市郡人民委員会に責任を課す。

8. 適期播種に関して

- (1) 里農民大会で、畜力、労力、農具等の実情によって書く穀種別播種期日を決定・実施し、全道的に以下のような期間内に各市郡は別表期日によって播種を実施することを農林処長と各市郡人民委員会委員長に責任を課す。

苗板 4月15日～4月25日 粟 4月10日～5月15日 黍 4月10日～5月10日 玉蜀黍 4月15日～5月10日 小豆 5月5日～5月25日 蕎麦 7月20日～8月5日 大麻 4月5日～4月20日 移秧 5月25日～6月20日 稗 4月10〔日〕～5月10〔日〕 蜀黍 4月20日～5月15日 大豆 5月5日～5月25日 棉花 4月25日～5月5日 春大麦 3月25〔日〕～4月10日 陸稲 4月10日～4月30日

9. 工芸作物に関して

- (1) 工芸作物の収穫高を向上させる目的で、棉花は、土地選定において適地適作の原則下、可能な範囲内で集中的または専門的に栽培し、播種は4月25日から始め、5月5日までに種子塩選を発芽後15日以内に3回に□□完了し、□□生育期間中に少なくとも3回の中耕、5回の除草、2回の追肥作業等を実施すると同時に、棉花畑には他作物の間混作を禁じ、棉花栽培地帯の各郡に棉花指導委員会を3月5日以内に組織完了し、合わせて、棉花栽培に対する技術的指導・検閲事業を集中的に実施する。
- (2) ヒマシは耕作地の周囲、畦畔、道路□宅地、荒蕪地の□閑地を利用し、農家、非農家を問わず、一戸当り最低12本以上栽培して700g以上を生産・確保するように積極指導し、各農家では所要種子を正確に確保し、その他の所要種子はこれを積極斡旋し、播種に支障ないようにする。
- (3) 大麻の適地選択と所要種子の確保と合わせて、煙草は一農戸当り最低200坪の適地を確保し、桑樹根幹は□□80□□までは栽培を禁・・・〔以下、欠〕

農作物播種面積調査および収穫高判定要綱

一、調査機関

- (1) 農作物播種面積調査は里人民委員会が責任を負い、収穫高判定委員会の協調のもとで調査する。
- (2) 里単位に5～7名の委員により、農作物収穫高判定委員会（以下、判定委員会と称する）を組織する。
- (3) 判定委員会の委員は里内地理と耕作地の事情に精通し、農事経験が豊富で国家的意識が強い者を里全体の農民大会で選出する。
- (4) 里人民委員長は選出された判定委員会に関して、面人民委員長の承認を受けなければならない。里

人民委員長は判定委員会のすべての事業を常時指導監督し、その事業結果に対して責任を負う。

- (5) 判定委員会を強化するために各委員の前年事業実績を検討し、毎年3月末に改送〔回送?〕しなければならない。
- (6) 市郡面人民委員会は本事業の正確を期すために、各政党・社会団体の有能な者で□□別に指導責任者を決定し、調査期間内に全体の責任担当区域に派遣し、判定委員会の事業を指導幫助する。
- (7) 市郡人民委員会は、各政党・社会団体を網羅し、実地で作業する者として7～9名の検閲委員会を組織すること。

二、播種面積調査

(1) 調査時期

播種面積調査は、その里内でどのような作物を〔栽培しているのかを調査するのは〕もちろんで、播種が完了したら即時に別表期日内にその事業を完了しなければならない。

(2) 調査方法

調査は対地的で統一する。

(3) 基本耕地面積

耕地実態調査による対地的耕地小票に基づいて、所定の播種面積調査表（2か年農産計画用紙を利用する）に整理番号、地番、地目、地積を正確に記入する。

(4) 実耕面積と播種面積

(一) 実耕面積

◎耕地実態調査対地的耕地小票、耕地略図、播種面積調査表、巻尺、間縄を持参し、現地を筆地別に調査し、田、熟畑、焼畑（一般焼畑と純焼畑を区分）、新規開墾、休耕地復旧、河川敷地、宅地等、一切の耕地をもれなく調査・記入すると同時に、耕地実態調査後に異動した学校敷地、道路、地目変換、軍用地等を正確な面積を算出加減して実耕面積を記入する。

◎純焼畑は農業現物税規定による10%の現物税を納付する農民の焼畑のことで、新規開墾は開墾申請を提出し許可を得て開墾したものを1、2、3年別に区分して調査する。

◎新規開墾地中、1946年から現物税を免除されていたものは、1949年度からは現物税を徴収し、熟耕地として調査すること。

◎不耕面積は、耕地実態調査以後に異動した土地に限り原則として調査する。

◎国営農場、試験場、農業学校等、国営団体の農耕地、播種面積は面、郡から直接、該当機関に連絡し、調査する。

◎労働者、事務員の実習地は該当里で、別表により調査する。

◎田二毛作で播種する馬鈴薯、大麦、豌豆、蔬菜面積は別表により調査する。

(二) 播種面積

◎播種面積は一筆地の耕地内に播種するものを作物別に、主作、間後作、間混作別に区分して調査し、正確な面積と播種方式を判定する。

◎主作面積は実耕面積と符合しなければならない。

◎播種方式別面積を正確に調査、集計するために、作物別播種面積を記入した右側に主作は△、間混作は□の記号を表示し、これを明確にしなければならない。

◎主作、間後作、間混作の定義はつぎのとおりである。

主作 その耕地にまず播種した主たる作物と単作する作物をいう。

「例1」1反歩の耕地に粟のみ播種（単作）したとき、または1反歩の耕地に大麦を播種してそ

の畦間に大豆を播種したときには、粟と大麦が主作となり、大豆は間後作になる。

播種面積は粟、大麦、大豆は各々一反歩となり、耕地利用率は粟単作100%となり、大麦に大豆を間後作したものは200%になる。但し、大麦を各畦ごと（毎畝）に播種せず、コル〔畝〕レミ〔意味不明〕式に播種し、大豆を各畦ごとに播種した時も大麦が主作となり、大豆は間後作とし、大豆は1反歩となり、大麦はその占有面積によって算出しなければならない（普通コルレミは70%になる）。

◎間後作 ひとつの作物を完全に収穫した後に起耕して播種した作物と、間作した作物をいう（収穫期が異なる）。

「例2」1反歩の耕地に麦類と馬鈴薯を播種した後、収穫する前に畦間に大豆を播種したとき、または馬鈴薯、春蔬菜を播種し完全に収穫した後、蕎麦を播種したときには、麦類、馬鈴薯、春蔬菜は主作となり、大豆と蕎麦は間後作になり、面積は「例1」と同一である。永年作物（桑園、果樹園）に大豆を播種したときは、永年作物が主作、大豆は間後作となり、面積は永年作物については基本面積と同一で、大豆はその占有面積によって判定する。

◎間混作 すでに播種している作物に他の作物を混作し、収穫期が同一であるものをいう。

「例3」1反歩の耕地に粟をまず播種し、その間に小豆を混播した時は、粟は主作となり、小豆は間混作となる。面積については、粟は1反歩になり、小豆はその占有面積によって全耕地の20%、または30%等、面積を算出して判定する。

◎田二毛作で馬鈴薯、大麦、豌豆、蔬菜等を播種した時は、田前作を別表によって調査する。

（三）集計報告

◎所定の様式によってつぎのように区分し、別紙報告期日までに各々上級機関に報告しなければならない。（調査した作物ごとに報告する。）

◎総括表（対地的人民経済計画との対比表）

計画に比して差異がある時には具体的な理由書を添付すること

- 純焼畑民の面積表
- 附 ◦新規開墾面積表
- 国営団体播種面積表（団体別内訳添付）
- 表 ◦労働者事務員耕作面積表（職場耕作分も含む）
- 田二毛作面積表
- 国有果樹園間後作面積表

三、作況判定（予想収穫高）

収穫高判定委員会が実施する。

（1）判定時期

◎別紙調査期日表によって作物別に実施する。

（2）判定方法

◎播種面積調査表によって所定の農作物収穫高判定台帳に耕作者、地番、播種面積を正確に記入する。

◎播種面積調査表、耕地略図、農作物収穫高判定台帳を持参し、現地を筆地別に踏査し、正確に予想収穫高を判定する。

◎正確な予想収穫高を判定するために全体判定委員は里内の全圃地を巡回し、里内の作物別中庸作況となる圃地数か所を選定したうえで、その圃地の予想収穫高を別紙粒数計算方法によって正確

に把握したのち、各筆地別、作物別予想収穫高を判定する。

◎各筆地別、作物別予想収穫高を判定するにさいしては、作況等級別（上、中、下等）に区分し、調査の弊害を一掃して、実地圃地で生産される収穫を正確に判定しなければならない。

（３） 集計報告

◎所定の様式によって、別紙報告期日までに上級機関に報告しなければならない。

四、実収穫高判定（収穫高判定委員会が実施する）

対地的に統一する。

（１） 判定時期

◎里内の全般的黄熟期を待たずに、黄熟した筆地ごとに即時判定し、別紙期日表の期限内に判定事業を完了しなければならない。

（２） 判定方法

◎作況判定時に使用した農作物収穫高判定台帳を持参して、現地を筆地別に踏査し、正確な実収穫高を判定する。

◎正確な実収穫高を判定するために全体委員は里内の全圃地を巡回し、里内の作物別作況標準圃地数か所を選定したうえで、別紙坪刈り方法による坪刈りを実施し、作況に対する正確な収穫高判定認識をもって、各筆地別、作物別実収穫高を筆地ごとに踏査し、科学的に判定する。

（３） 集計報告

別途指示する統計報告様式によること。

農作物粒数計算方法

すでに選定された圃地内で作況が中庸なところで、畦畔附近を避け、３か所を実施する。

（１） 水稻 [略]

（２） 田 [畑] 作物 [略]

農作物坪刈り方法

すでに選定された圃地で作況が中庸なところで、畦畔附近を避けて実施する。

（１） 水稻 [略]

（２） 畑作物 [略]

（３） 反当り収穫高算出方法

各筆地に対する反当り収穫高は坪当り収穫高を300坪で乗じればよく、集計後反当り収穫高は総播種面積で総収穫高を除して算出する。

主要農作物一升粒数表（北半部標準） [略]

註 本表は北半部で実施している標準量で、地方実情により加減。

播種面積調査・収穫高判定および報告期日表 [略]

註 報告は書面ですること。

棉花収穫高判定要領 [略]

大麻収穫高判定要領 [略]